

入 札 公 告

下記の工事について、一般競争入札に付するため公告する。

令和 8 年 9 月 25 日

西脇市長 片 山 象 三

記

1 入札に付する事項

工 事 番 号	第 20260034号
事業名及び工事名	鳥獣被害防止総合対策事業 有害鳥獣被害防止柵設置工事(その13)
工 事 場 所	西脇市合山町ほか
工 種	一般土木工事
工 事 概 要	鳥獣被害防止総合対策事業 有害鳥獣被害防止柵設置工事(その13) 被害防止柵工(合山町) L=2,560m 金網設置工・支柱設置工 L=1,910m L=1,880m 門扉(1m)片開き N= 5箇所 門扉(2m)両開き N= 11箇所 門扉(3m)両開き N= 1箇所 被害防止柵工(平野町) L= 650m 金網設置工・支柱設置工 L= 625m 門扉(1m)片開き N= 12箇所 門扉(4m)両開き N= 2箇所 門扉(5m)両開き N= 1箇所
工 期	130日間
入 札 方 式	制限付一般競争入札(事後審査方式)
入 札 期 間	令和 8年10月19日(月) 午前 9時00分から 令和 8年10月20日(火) 午後 3時00分まで ※兵庫県電子入札共同運営システムにより提出のこと(同システムの稼働時間外は除く)。
開 札 日 時	令和 8年10月21日(水) 午前 9時30分 ※入札結果が予算を超過した場合は、令和 8年10月21日(水) 午後 に再入札を行う。
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	必要(契約金額の100分の10以上)
契約不適合に係る担保保証金	不要
予 定 価 格 の 公 表	事後公表
最 低 制 限 価 格	有
低入札価格調査基準価格	無
工事費内訳書の提出	有 (入札書提出時に工事費内訳書(様式②)を添付して送信すること。)
前金払(中間前金払)	有(前金払は契約金額の100分の40以内とする。中間前金払は契約金額の100分の20以内とする。)
部 分 払	有(2回) ただし、中間前金払との併用はできない。

入札参加 資格要件	地域要件	西脇市競争入札参加資格者名簿において、令和8年4月1日現在登録されており、市内に本店を有する者であること。
	対象ランク 等	建設業法（昭和24年法律第 100号。以下「業法」という。）に規定する経営規模等評価結果通知書が入札日現在で有効であり、土木一式工事の総合評点が 595点以上の者であること。
	技術者	業法の規定に基づき、配置技術者に必要な資格を有する者を適正に配置できる者であること。
	その他	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に該当しないこと。 (2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。 (3) 入札参加申込の期限の日から開札の日までの間に、西脇市指名停止基準（平成17年西脇市告示第15号）の規定による指名停止を受けていないこと。
入札参加 申込	申込期間	令和 8年 9月25日(金)から令和 8年10月 7日(水)午後 5時00分まで
	申込方法	制限付一般競争入札参加申込書（様式①）に申込者を入力し、送信すること。 ※兵庫県電子入札共同運営システムにより提出のこと（同システムの稼働時間外は除く）。 ※西脇市電子入札運用基準に基づき、紙入札による入札参加を希望する者は、申込期間内に「紙入札承認申請書」及び「制限付一般競争入札参加申込書（様式①）」を西脇市総務部まで持参により提出すること。
設計図書等 に対する 質問	質問期間 ・ 方法	令和 8年 9月25日(金)から令和 8年10月 8日(木)午後 5時00分まで 質疑書(様式③)を記入の上、契約課宛てに電子メールで送信すること。 ※送信後、必ず送信したことを電話連絡すること。
	質疑の回答	令和 8年10月13日(火)午後 3時00分までに、兵庫県電子入札共同運営システムにより回答する。
事後審査に必要な書類		落札候補者となった場合は、候補者となった日の翌日から2日以内（市役所閉庁日を除く）に以下の書類を契約課宛てに電子メールで送信すること。 ※送信後、必ず送信したことを電話連絡すること。 (1) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式④） (2) 建設業許可証の写し (3) 経営規模等評価結果通知書の写し (4) 配置予定技術者届（様式⑤） (5) 配置予定技術者の資格証等の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し等

質疑書等送信先	〔契約担当〕 西脇市総務部 TEL 0795-22-3111 メールアドレス kanzai2@city.nishiwaki.lg.jp
---------	--

2 入札に関する事項

- (1) この公告に定めのないことについては、西脇市契約規則、西脇市電子入札運用基準等の関係例規に定めるところによる。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札執行時点において、前項に掲げる入札参加資格要件を失った場合は入札に参加できない。
- (4) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、入札は2回までとする。
- (5) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (6) 落札者の決定は落札候補者の入札参加資格を審査し、入札参加資格を有していると認めた場合、当該者を落札者と決定する。
- (7) 紙入札による入札参加者は、入札書及び工事費内訳書等は指定の用紙を使用することとし、入札書の提出方法・期間等については、契約担当課が別途指定する内容に従うこと。

3 入札参加資格を得られなかった者からの理由説明の請求

入札参加資格の確認において、提出書類の審査の結果、資格を得られなかった場合の理由説明の請求は、次のとおりとする。

- (1) 当該通知を受けた日から2日以内に、市に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) 市は、(1)の説明を求められたときは、当該請求日から2日以内に書面により回答するものとする。

4 注意事項

- (1) 入札、契約及び工事の執行に当たっては、地方自治法、同施行令、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令、建設業法、西脇市契約規則等を十分に承知し、遵守すること。

- (2) 入札参加者は、法律に基づく公正な競争入札に協力すること。

なお、次の理由が認められるときは、入札の執行を取り消し、又は中止することができる。

ア 不正があると認められるとき、又はその他の理由により競争の実益がないと認めるとき。

イ 天災その他のやむを得ない事由が生じたとき。

- (3) 次の場合の入札は無効とする。

ア 所定の日時・方法等によらない入札

イ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札

ウ 紙入札の場合において、入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札

エ アからウまでに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額で入札を行うこと。

- (5) 地方自治法施行令第 167条の 8 第 4 項の規定により再度入札を行う場合は、前の入札に参加しなかった者、(4)に掲げる無効入札をした者及び最低制限価格を設けた場合においてその価格未満の入札を行った者は参加することができない。
- (6) 低入札価格調査基準価格を設けた場合で、調査基準価格を下回った入札が行われたときは、西脇市低入札価格調査制度取扱規程（平成17年西脇市訓令第20号）第 5 条に規定する調査を実施の上、後日落札者を決定する。
- (7) 入札及び契約の過程並びに契約の内容を公表するので、あらかじめ了承のこと。
- (8) 工事の施工に当たって、業法第24条の 7 第 1 項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされているものについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12年法律第 127号）第13条第 1 項の規定により、施工体制台帳の写しを必ず提出すること。
また、工事現場において主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされるものについては、業法で定める資格を有する者を適正に配置すること。
- (9) この契約については、建設業退職金共済組合掛金相当額が算定されているので、その未加入者も入札に当たっては、これを含めて積算すること。
- (10) 契約を締結した者が、この入札に関わる工事を施工しようとするときは、必要な建設業退職金共済証紙を購入した発注者用掛金収納書を契約締結後 1 月以内に提出すること。ただし、契約金額が 300 万円未満のときは、この収納書の提出を省略することができる。また、契約を締結した者が建設業退職金共済組合に未加入のときは、同組合に加入の上、上記の手続をすること。
- (11) 工事費の積算は公共工事設計労務単価に基づく労務単価で積算しているので、建設労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。
- (12) 談合等不正行為に対する措置として、事実があった場合は、契約代金額の10分の 2 に相当する額を損害賠償金として支払う義務を契約約款に規定している。